

第25期第19回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年2月14日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、酒井利博、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 相原和彦、櫻井祐次 計2名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
 - (2) 特定都市農地貸付けの承認について (第2号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～10号)
 - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第11～13号)
- 6 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第19回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、櫻井祐次委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、篠貞夫委員と篠田政巳委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和6年12月16日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 こちらの事実確認調査は加藤直正委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加藤直正委員	1月17日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)(2)の畑では、全面で、ダイコン、ナガネギ、ハクサイ等の

露地野菜が作付けされておりました。販売は庭先販売、J A直売所、スーパー、学校給食とのことです。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎 賀 一 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「特定都市農地貸付けの承認について」です。

令和6年12月23日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき標記の申請があったので、下記のとおり承認する。

本件は、民間事業者による貸付け農園の開設です。

開設者、土地所有者、区の三者で協定を締結し、農業委員会の承認を得たうえで農園を開設する流れとなります。特定農地貸付けの要件は、①10a未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。②営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。③5年を超えない農地の貸付けであること。④農業協同組合が行う農地の貸付けにあっては、組合員が所有する農地に係るものであること。⑤地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、生産緑地の所有者及び区市町村と協定を締結していること。以上、5点で

す。農業委員会の承認基準は、①農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。②特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。③貸付規程に定める事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。④その他政令で定める基準に適合するものであること。以上、4点です。

【申請者、土地所有者等について説明】

こちらの事実確認調査は櫻井祐次委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長

本日、櫻井祐次委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事 務 局

1月27日に、櫻井祐次委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

当日は、土地所有者2名と開設者に立会っていただき、開設の計画、工事のスケジュール、利用者への貸付規程等についてヒアリングを行ってきました。貸付期間、貸付面積、区画数、利用料の支払方法、募集方法、選考方法等、土地所有者も計画内容について同意している旨、確認が取れました。また、隣地のテニスコートからボールが飛んでくることが予想されるため、簡易的なネットを張る等、利用者が怪我をすることがないように対策を櫻井委員からお願いしました。そして、開設者も利用日、ボールの進入頻度等を見ながら対策を検討していきたいとのことでした。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎 賀 一 会 長

質問などございましたら、お願いします。

橋 本 良 子 委 員	特定農地貸付けについて5年を超えない農地の貸付けであることとありますが、本議案は、令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間の貸付期間となっています。問題ないのでしょうか。
事 務 局	開設者と土地所有者の賃貸借契約の期間ではなく、農園利用者が利用する貸付期間が該当します。今回の計画は農園利用者への貸付期間が1年のため、問題ありません。
尾 崎 賀 一 会 長	他に質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに44ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年1月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は神田靖仁委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、神田靖仁委員お願いします。
神 田 靖 仁 委 員	1月14日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

	こちらの畑はキウイ畑を中心に、一部で露地野菜が作付けされました。販売について、キウイは近隣の方へ配布、露地野菜は自家消費のみとのことです。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに46ページです。議案第4号および議案第5号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号および議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年1月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は相原和彦委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	本日、相原和彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	1月15日に、相原和彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 本議案は兄弟で共有している畑になります。畑にはミカンが植わっ

	ており、その他露地でサヤエンドウ、ダイコン、ホウレンソウ等が作付けされておりました。販売は全て市場へ出荷されるということです。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
尾崎 賀一 会長	質問などございましたら、お願いします。
橋本 良子 委員	兄弟で共有している場合、持分に応じて農地に境界等の目印を設けなくても問題ないのでしょうか。
事務局	問題ありません。農地は不可分一体のものとして扱われており、共有者それぞれが全面の畑を管理する必要があります。
橋本 良子 委員	例えば、共有者の一人に相続が発生した場合、相続の扱いはどのようになるのでしょうか。
事務局	考えられるケースは2つです。第一に、もう一方の共有者に持分が移転し、単独所有になる場合と第二に、共有者以外に相続人がいればその相続人に持分が引き継がれ、共有関係が継続する場合です。いずれにせよ、畑自体は全面管理する必要があります。
尾崎 賀一 会長	他に質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに50ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

	いします。
事務局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年1月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は井口和喜委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、井口和喜委員お願いします。
井口和喜委員	1月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 畑にはハウスが11棟あり、ハウスの中では、ハーブやローズマリー等約50種類の花き類を作付けしているとのこと。販売は市場出荷のみとのこと。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに52ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

	っている旨の証明について」です。 令和7年1月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は田中聖晃委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎 賀一 会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中 聖晃 委員	1月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、ミカンが12本植わっており、その他にブロッコリー、キャベツ、ハクサイ等が作付けされていました。販売は庭先販売のみとのことです。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀一 会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに54ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年1月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

	【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は田中聖晃委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一 会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃 委員	1月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)の畑には、ハウスが建っていましたが、調査時は端境期ということもあり、耕運されている状態でした。(2)の畑では、ハクサイ、ソラマメ、ダイコン等が作付けされておりました。販売は、庭先販売、JA直売所とのことです。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一 会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに56ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年1月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は加藤直正委員にお願いしています。

	事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加 藤 直 正 委 員	1月17日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)から(3)の畑では、大部分の露地でキャベツ、ブロッコリー、ハクサイ等が作付けされ、北側には、ユズが3本、デコポンが4本植わっておりました。販売は全て自動販売機を利用した庭先販売とのことです。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに58ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年1月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は宮部光夫委員にお願いしています。 事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長	それでは、宮部光夫委員お願いします。
宮 部 光 夫 委 員	1月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、ダイコン、キャベツ、ブロッコリー等が作付けされておりました。販売については庭先販売とのこと。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに60ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年1月15日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 こちらの事実確認調査は井口和喜委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、井口和喜委員お願いします。
井 口 和 喜 委 員	1月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

	こちらの畑にはハウスが1棟あり、ハウスの中は耕運されていました。また、露地も綺麗に管理されておりました。証明対象者が亡くなる前は、ジャガイモ、ネギ等の野菜類を作付けされていたとのことです。販売は自家消費のみとのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに62ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年1月10日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 こちらの事実確認調査は相原和彦委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、相原和彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	1月21日に、相原和彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 (1)の畑には、温室ハウスが1棟あり、中では花きが栽培されて

	いました。(2)の畑には、中心にブルーベリーが植わっており、それを囲うように露地でキャベツ、ブロッコリー、ハクサイ等が作付けされていました。販売について、花きは市場出荷、野菜はJA直売所とのことでした。証明対象者が亡くなる前は、同じように花きや野菜を作付けされていたとのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに64ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年1月16日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 こちらの事実確認調査は保戸塚武彦委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	1月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、ブルーベリー、ミカン、カキ等が植わっておりま

	した。販売はJ A直売所、庭先販売とのことです。境界は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに66ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。 【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに、68ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和7年1月に届出のあった農地の転用について報告するもので

す。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

尾崎賀一会長 委員の皆様から何かありますか。

(発言なし)

それでは以上で、第19回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人